



平成 28 年 3 月 22 日
国土交通省道路局

大型車誘導区間の追加指定について ～国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加します～

大型車の適正な道路利用や国際競争力強化の観点から、大型車誘導区間を約 700km 追加し、平成 28 年 4 月 1 日より運用を開始します。

国土交通省では、大型車を望ましい経路へ誘導することにより、適正な道路利用を促進し、老朽化への対応を進めるため、大型車誘導区間の指定を行っています。大型車誘導区間内を走行する場合、特車通行許可の手続き期間が大幅に短縮されます。

この度、物流の国際競争力の強化を図るため、国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加し、平成 28 年 4 月 1 日より運用を開始することとしました。今回の指定により大型車誘導区間の総延長は約 34,900 km(+約 700km)となります。

※バイパスの開通等により、従来指定されていた区間について、一部対象外となる区間がありますので、特車許可申請に際しては御留意下さい。

引き続き、大型車誘導区間において、渋滞や事故を避けた効率的な経路選択が可能となる ETC2.0 特車ゴールド制度と連携しながら、物流効率化による生産性向上に資する区間の充実を検討していきます。

【参考資料】

- ・参考資料1 大型車誘導区間のラスト1マイルの追加 等
- ・参考資料2 国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルの追加指定
- ・参考資料3 大型車誘導区間ネットワーク図(平成 28 年 4 月 1 日以降のもの)

<お問い合わせ先>

【大型車誘導区間の指定 関係】

道路局企画課道路経済調査室 課長補佐 小原

代表：03-5253-8111（内線37622）直通：03-5253-8487

【大型車両の通行許可手続 関係】

道路局道路交通管理課車両通行対策室 企画専門官 池田

代表：03-5253-8111（内線37432）直通：03-5253-8483